

## ●申請書をダウンロードする前に必ずお読みください。

滋賀県バドミントン協会では、後援名義の申請書類を受け付けております。

(ただし、本県のバドミンントンの振興を目的とするスポーツイベントに限る。)

滋賀県バドミントン協会の後援名義の使用を希望される場合は、以下の通り申請してください。

## ●後援の基準

滋賀県バドミントン協会の後援は、団体等が主催する行事であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものについて行います。

(1) 所管事業の推進に大きく寄与する事業であること。

(2) 事業の実施による利益が全県的に及ぶこと。

ただし、内容が特に優れ、所管事業の推進に、著しく寄与すると認められる事業にあつては、この限りでないこと。

(3) 専ら営利を目的とするものでないこと。

(4) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。

(5) 特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。

(6) 公共の福祉に反するものでないこと。

(7) 団体の構成員相互の親睦を主たる目的とするものでないこと。

(8) 事業実施場所（会場）は、保健衛生、災害防止等に関する措置が講じられていること。

(9) その他法令、規則等に違反するものでないこと。

## ●申請手続きの流れ

申請書類を、イベントの広報チラシ作成（デザイン）の2週間前までに滋賀県バドミントン協会事務局に提出してください。

基準に基づき申請内容を検討し、申請者に承認の諾否を通知します。

滋賀県バドミントン協会の後援名義を使用

事業完了後、速やかに実施報告書・開催風景写真・決算書・印刷物を提出してください。

## ●申請に必要な書類（申請書に以下の書類を添付してご提出ください。）

- ・ 開催要項（必須）
- ・ 収支予算書（必須）
- ・ 団体に関する資料（規約、会則、定款、役員名簿等）の書類（初回申請の場合、必須）
- ・ 緊急時の安全管理体制（必須）
- ・ 参考資料（前回のプログラム、チラシ等）
- ・ その他